

令和5年度第3回袖ヶ浦市公民館運営審議会

1 開催日時 令和5年10月31日(火) 午後2時30分開会

2 開催場所 市民会館 3階中ホール

3 出席委員

委員長	齋藤 隆彦	委員	田中 輝博
副委員長	片寄 礼子	委員	大熊 弘子
副委員長	篠原 和行	委員	前田 元子
委員	庄司 光利	委員	石井 喜三江
委員	土師 宏美	委員	鈴木 美恵子

(欠席委員)

委員	早川 敦	委員	福原 孝彦
----	------	----	-------

4 出席職員

教育部長	生方 和義	根形公民館館長	加藤 宏明
生涯学習課課長	島田 宏之	根形公民館顧問	平賀 栄三郎
市民会館館長	大田 知司	平岡公民館館長	鹿嶋 章夫
市民会館副主幹	三沢 徹	平岡公民館顧問	在原 徹
平川公民館館長	齊藤 秀夫	職員課長	森 和博
平川公民館顧問	多賀 克之	職員課副課長	地曳 雅樹
長浦公民館館長	須田 紀子	市民協働推進課長	泉水 雄一郎
長浦公民館顧問	地引 等	市民協働推進課副課長	高品 誠
長浦公民館主査	鈴木 恵子	市民協働推進課主査	木村 卓郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	2人

6 議題

- (1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)に係る意見の募集結果について
- (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正概要について
- (3) 令和5年度市民会館・公民館まつりについて

(4) 第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について

7 その他

8 議事

齋藤委員長

議題(1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)に係る意見の募集結果について、市民協働推進課から説明をお願いします。

泉水市民協働推進課長

(資料1ページから24ページに基づき、泉水市民協働推進課長が説明。)

齋藤委員長

議題(1)の件について、ご質問等があればお願いします。

田中委員

資料2ページ「意見に対する市の考え方」の中段あたりに「市長部局への移管により、公民館の利用制限の緩和を図り、」とありますが、利用制限とは具体的にどういうことか、またなぜ利用制限をしているのか説明をお願いします。

泉水市民協働推進課長

現在の公民館は社会教育法に基づく社会教育施設となっています。これを自治法に基づく公の施設に変えていくものです。現在の公民館の利用制限とは、社会教育法第23条に基づいて公民館が行えない事業についてであり、そちらを緩和するということです。

田中委員

教育委員会の立場として、制限の緩和をしてもいいという考えに至った経緯を教えてください。

大田市民会館館長

市の考え方の中で市長部局へ移管し社会教育法の枠を外して、例えば展示即売会などができるようになり、利用者の拡大が図れる間口が広がるという判断でございます。

田中委員

公民館という一つの建物の中で営利事業と非営利事業が存在するのですね。

同じ空間の中で違う種類の事業があること自体が社会教育法の本質と矛盾はないのでしょうか。別々に使うのだから問題ない、営利事業により人が集まり利用者が増え公民館が抱える利用者が減ってきているという課題を解決できるという捉え方だと思いますが、そういう形で利用者を増やせば公民館の活動が拡大したということにはならないと思います。本当なら社会教育は利用者が増えたから良いというものではない気がしますがいかがでしょうか。

大田市民会館館長

建物自体が社会教育法の本質から外れて公の施設になります。地域振興に直接繋がらないような販売ができるようになります。施設管理が社会教育法から外れますので問題ないと考えております。人数が単純に増えればいいのかというご意見についてですが、これまで公民館に全く縁のなかった方が新たな利用者として活動していく中で、既存の公民館のサークルの方との交流が生まれ新たな活動の輪が広がり仲間づくりが増えていくものと思います。この仲間づくりがだんだんと広がってまちづくりに繋がっていけばと考えております。

田中委員

なぜ社会教育法で利用制限をしているのか。何か理由があるから営利事業を制限しているものと思います。営利事業を行うことによる問題が何かあるのではないのでしょうか。

大田市民会館館長

公民館は教育機関であり、そもそも商売をする場所ではないという考え方から「もっぱら営利を」という条文になっていると思います。地域の方たちが行う地域振興、地域の活性化に繋がる販売であれば営利目的ではないという判断をしています。根拠となる法律が変わることによる弊害が出てくるかというのは現状では想像できないため、交流センターの運営に取り組んでいく中で解決していくしかないと考えております。

片寄副委員長

社会教育法第23条第1項第1条に公民館が行ってはならない行為として「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」と規定されていますが、これが外れるということは交流センターでは営利を目的とした事業を行っても良いという許可を出すということなのではないのでしょうか。それが少し問題ではないかと思いますがいかがでしょうか。

泉水市民協働推進課長

社会教育法第23条が取り払われるため、営利に関しても認められるという形になります。ただし、何でも認められるものではなく、自治法に基づく公の施設のため、社会通念上問題があるもの等であればお断りいたします。

片寄副委員長

社会教育法第23条は外すけれども、利用団体については市長部局の方で審査をして許可を出すということでしょうか。

泉水市民協働推進課長

そのとおりです。

田中委員

公民館で実施している社会教育活動に加え、まちづくりの事業が入ってきますが、時間も空間も限られた中で2つの大きな事業ができるのか。事業を実施していく中で、まちづくり事業の方が時間も空間も取るようになり、公民館事業が縮小していくのではないか。そのような状況では、社会教育の発展ができないと思います。どのようにお考えでしょうか。

大田市民会館館長

市長部局の仕事が増えていき公民館事業が縮小していくのではないかとのご意見ですが、補助執行という形で公民館事業の最終的な判断は今後も教育委員会がいたします。このため、教育委員会として意見を言うことが可能です。公民館事業については、縮小するという考えはありません。

田中委員

実質、教育委員会が踏ん張れるかというところだと思います。教育委員会議や公民館運営審議会の会議で委員に相談いただき、その結果を教育長に報告いただいて踏ん張れるかだと思います。交流センターになれば、管理者は市長になりますので、教育委員会がダメだと言っても、市長の決裁でまちづくりの方の事業が増えてくることはありますよね。その辺りを条例に明記できないのでしょうか。今後の社会教育をどう展開していくのかということを決めていかないとけない。高齢者も増え、社会教育の重要性も増えています。それに対応していかないとけないと思いますが、どのように考えていますか。

大田市民会館館長

条例に明記するのは難しいと思います。建物は市長部局へ移管しますが公民館事業は引き続き実施していきます。これについては、教育委員会、公民館職員の踏ん張りどころであり腕の見せどころだと思っております。縮小傾向になっ

てしまわないよう、社会教育を振興していくのだという気持ちを持って推進していきたいと思っております。お互いにプラスになるように市民のためになるように頑張っていきたいと思っております。

田中委員

条例にどう書くかというのは難しいと思いますが、例えば、市長は定期的に社会教育委員の意見を聞かなければならないとか、公民館運営審議会の意見を聞かなければならないという文言を入れると良いのではないのでしょうか。

泉水市民協働推進課長

市長が教育部局の意見を聞くということについては、総合教育会議というものが既にありますので、そちらで総括して話を聞くということで対応できると考えております。事業が増える中で、人手不足は全庁的な課題であり、全体的な調整になってきます。我々も社会教育は非常に大事だと思っておりますので、そのために公民館条例を残して社会教育について担保をし、公民館運営審議会の皆様からも引き続きご意見を頂戴しながら進めていくという形になります。まちづくりを進める中で当然業務量が増えるということはあるかと思いますが、そこは現在、公民館職員の中で話し合いをしながら、同じような事業は統合して効率化を図るよう考えております。それでも人が足りないという場合は人事部門と協議しながら必要な人員を要望していく形になります。

田中委員

パブコメについてですが、市民の意見に対して的確に答えていないような箇所があります。答えられないのか答えたくないのかわかりませんが、はぐらかしているように感じる回答があります。パブコメは本来、市民参画という良い制度ですが、今の制度を見ると一方的に感じます。市民から意見がきても、それに対してこうだよと言うだけで終わってしまい対話がない。それが市の姿勢だとすると、これからまちづくりをしようとする中でうまく進まないのではないかと思います。市民参画ということであれば、もっと市民との対話をするべきではないかと思いました。

篠原副委員長

資料9 ページ「意見に対する市の考え方」の5行目「協働のまちづくり条例において、」とありますが、今までまちづくり条例を基に市民協働推進課でどのような取り組みを行ってきたのか。8行目「公民館が活動拠点として最も適切と考えていましたが、教育施設であったことから、取組が進まなかったという経緯があります。」とありますが、どのような経緯があったのか。この2点について簡単に教えていただきたい。

泉水市民協働推進課長

1点目のまちづくり条例を基にどのような取り組みを行ってきたのかについてですが、まちづくり条例は平成29年に策定されております。その後1年をかけて協働まちづくり推進計画を策定し、市民との協働を進める中で必要な事業を位置付け、それを5年間かけて進めてきたところです。現在は次期計画の策定に向けた検討をしております。2点目の取組が進まなかったということについてですが、社会教育法の施設であるということで利用制限がかかっていたということや、地域まちづくり協議会の設立を進めていく中で教育施設であるということで拠点としての活動が難しいのではないかとこのところがあります。

篠原副委員長

5年かけて長浦地区1地区のみのまちづくり協議会の設立というのは効率が悪いのでは。自治会から、まちづくりという言葉は良いが、また役を増やすのかという意見があります。計画を作りました、やってください、お金出しますと言われてもやる人はすごく大変です。今後、交流センターでまちづくりの仕事をするとして書いてありますが、具体的な見通しが答えにありません。今の状況で、ただ施設を管理して、まちづくりをしますよというだけでは難しいのではないかと。説明時には具体的な例を出す方が良いと思います。答えの具体性が薄く、説明が見えません。市長部局と教育委員会とが別れる必要はなく、法律や条例に従って皆で袖ヶ浦を良くしようという発想をもって取り組んで欲しいと思います。

泉水市民協働推進課長

様々なご意見ありがとうございます。公共施設に集まっただき地域の活性化に繋がりたいという思いは、市長部局も教育委員会も公民館運営審議会の皆さんも同じだと思います。具体的な説明が薄いというご意見もいただきましたので、これからしっかりと準備したいと思います。

齋藤委員長

まだ質問されたい方もいらっしゃるかもしれませんが、時間の関係で、議題(2)に移ります。議題(2)の説明の後に、移管について総括でご質問いただければと思います。

それでは、議題(2)袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料25ページ及び別添「参考資料」に基づき、大田市民会館館長が説明。)

齋藤委員長

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

片寄副委員長

現行の公民館条例として残る条文となくなる条文を説明いただきましたが、再度整理として確認させてください。残る条文は第1条からでしょうか。

大田市民会館館長

第1条から第6条までの条文の趣旨については文言の整理をして残ります。第7条から第19条については基本的に施設管理の部分になりますので、交流センター条例で新たに規定します。第20条は残ります。

片寄副委員長

第19条の販売行為等の禁止については、交流センター条例で規定するので削除ということでしょうか。

大田市民会館館長

社会教育法の枠から外れますので、販売行為の禁止というのは交流センター条例には規定されません。

片寄副委員長

ありがとうございます。

齋藤委員長

その他にご質問等がありますか。

田中委員

前回の会議で委員の方から袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の改正についての条例案を見せて欲しいというご意見がありました。なぜまだ提示されないのでしょうか。交流センターの方はパブリックコメントをして審議会で議論されますが、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の改正案については、全く我々は関与できない。市民の方もわからない状態で議会に提出されるということですが、交流センター条例と一緒にパブリックコメントも出せば良かったと思います。

大田市民会館館長

教育委員会の考え方としては、あくまでも一部改正ということで、施設管理の部分を基本的には交流センター条例に移すという考えであり、それ以外の部分

については現行条例に残すというものです。パブリックコメントをするべきではないかという意見もありましたが、市民に大きく影響がないという判断により実施しておりません。

田中委員

施設管理だけ市長部局に移るということですが、我々の一番関心があるのは公民館がどうなるのか社会教育がどうなるかということです。公民館がこれからどうなるのか、変わりませんよということが理解できれば良いと思います。

大田市民会館館長

公民館事業は今後も継続します。建物の施設管理の部分のみを移すもので、公民館としての考え方は変わっておりません。

田中委員

私は市民の代表としてきておりますが、意見の相違があると思いました。

齋藤委員長

その他にご質問等がありますか。

庄司委員

これまで公民館で行ってきた事業等については今まで通りであり施設管理の部分だけが別の管理になる、一般の家庭でいえば、自分の家だけが別の人の管理になるけれど生活は全く変わらないよというような説明なのかなと思いました。そのために公民館の設置条例を残す公民館運営審議会を残すということで社会教育の担保をしていただけるのならば、事務がどうなるのかわからない部分はありますが、この考えで進めていくのも一つの方法なのかなと考えました。一番は社会教育が衰退しないように、設置条例などで担保していただいて、しっかりと市民のためにできることをお互いに考えていけるということが良いのではないかと思います。

齋藤委員長

その他にご質問等がありますか。

田中委員

本日いらしている傍聴の方に、感想や意見を聞いてみたいと思うのですが、議長いかがでしょうか。

齋藤委員長

傍聴の方のご発言ができるかどうか事務局に伺います。

大田市民会館館長

傍聴規程の確認をしたいと思います。よろしければ、1時間半ほど経ちますので休憩時間をとっていただき、その間に調べたいと思います。

齋藤委員長

傍聴規程について伺いたいと思いますので、ここで5分ほど休憩します。

(休憩)

齋藤委員長

傍聴の件につきましては、審議会の場ではなく、何かご意見等がありましたら市を通して出していただいて、それを審議会の中で審議するというご希望だと思います。早急のお話がありましたら、審議会の委員もまたすぐにも集まって審議できるような態勢をとりたいと思いますのでご了解をお願いします。

議事を続けます。議題(2)については他に意見等がなければ以上でよろしいでしょうか。それでは、議題(1)(2)は終了します。本日は市長部局の市民協働推進課及び職員課の皆さんには大変お忙しい中ありがとうございました。貴重なご意見を伺いました。また何かありましたらご相談等させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。ここでご退席となります。本当にありがとうございました。

市民協働推進課及び職員課職員退席 傍聴人退席

齋藤委員長

続いて、議題(3)令和5年度市民会館・公民館まつりについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料26ページから34ページに基づき、大田市民会館館長、齋藤平川公民館館長、須田長浦公民館館長、加藤根形公民館館長、鹿嶋平岡公民館館長が説明。)

齋藤委員長

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

(質疑等なし)

齋藤委員長

続いて、議題(4)第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料35ページから36ページに基づき、三沢市民会館副主幹が説明。)

齋藤委員長

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

(質疑等なし)

齋藤委員長

質問等ないようでしたら実行委員の選出を行いたいと思いますが、立候補される方いらっしゃいますでしょうか。

(立候補者なし)

齋藤委員長

立候補者はいないので、事務局で案等があればお願いします。

事務局

(三沢市民会館副主幹が説明。)

事務局としては、検討した結果、鈴木委員にお願いできればと思います。

齋藤委員長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴木委員

承知しました。

齋藤委員長

鈴木委員の了承が得られましたので、よろしくをお願いします。

議題(4)について、これで終了します。最後に事務局から何かありますでしょうか。

事務局

(三沢市民会館副主幹が説明。)

1点連絡があります。次回の公民館運営審議会の日時についてですが、12月21日(木)15時から市民会館3階中ホールにおいて開催予定です。開催が近くなりましたら案内文を差し上げますので、よろしくお願ひします。

齋藤委員長

今回の議題はどのような内容でしょうか。

事務局

(三沢市民会館副主幹が説明。)

例年ですと、公民館まつりの実施報告がメインになります。

齋藤委員長

本日の議題の(1)(2)の関係についての説明などはありますか。議論する時間はないということですよ。

事務局

(三沢市民会館副主幹が説明。)

この後、11月議会に条例案を上程しますので、議論する時間はありません。

齋藤委員長

議会の最終日はいつですか。

事務局

(三沢市民会館副主幹が説明。)

12月20日です。

齋藤委員長

それでは12月21日の公民館運営審議会時には、新旧対照表のような条例の資料をいただけますか。

事務局

(大田市民会館館長が説明。)

11月29日が議会の初日ですので、その後であれば皆さんに改正案をお渡しできます。

齋藤委員長

その他に何かありますか。

(質疑等なし)

齋藤委員長

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

午後4時27分 閉会

令和5年度第3回袖ヶ浦市公民館運営審議会

日時：令和5年10月31日（火）

午後2時30分～午後5時

場所：市民会館 3階中ホール

次 第

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育部長あいさつ

4 議題

- (1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）に係る意見の募集結果について
- (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正概要について
- (3) 令和5年度市民会館・公民館まつりについて
- (4) 第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について

5 閉会のことば

第25期袖ヶ浦市公民館運営審議会委員名簿(令和5年度)

No.		氏名	選出区分	備考
1	委員	庄司 光利	学校教育 小中学校長会代表	1期目
2	委員	土師 宏美	社会教育 文化協会代表	1期目
3	委員	田中 輝博	社会教育 子ども会育成会連絡協 議会代表	4期目
4	委員	早川 敦	社会教育 音楽協会代表	4期目
5	委員	福原 孝彦	社会教育 スポーツ協会代表	1期目
6	委員	齋藤 隆彦	家庭教育	4期目
7	委員	大熊 弘子	家庭教育	1期目
8	委員	片寄 礼子	学識経験者	4期目
9	委員	篠原 和行	学識経験者	2期目
10	委員	前田 元子	学識経験者	2期目
11	委員	石井 喜三江	学識経験者	2期目
12	委員	鈴木 美恵子	学識経験者	1期目

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

(1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）に係る意見の募集結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間 令和5年9月1日（金）～9月30日（土）

(2) 提出者数・意見数 12人・38件

(3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	1件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	4件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	9件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	24件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	資料1 1頁	<p>「概要説明 1 条例制定の背景」について 公民館の利用が減少している原因は、2つある。一つ目は、年金の支給年齢が遅くなり、退職後も働かなければならなくなったことであり、退職後の活動がすぐにできなくなったためである。二つ目はコロナによる。ともに公民館や、生涯学習課の直接の責任とは言い難い。市長部局への移行で変わるものではない。地域活動をするからと言って利用が急に増えるとは思えない。自治会館で行われていたものが公民館に移っても、大きな意味があるとは思えない。社会教育の面での活動が増えなければ意味がないと考えられる。利用者数を根拠にしての移行は無理がある。</p>	C	<p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。公民館施設をより多くの市民の方に利用していただくためには、高齢者だけでなく子供や親世代から公民館の利用に慣れ親しんでいただくことも大切な観点であると考えております。</p> <p>このため、市長部局への移管により、公民館の利用制限の緩和を図り、自治会単位ではなく、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことで、協働によるまちづくりの推進に当たって、交流センターとするものです。</p> <p>交流センターを地域の活動拠点としてこれまで以上に機能させるためには、一人ひとりの利用者に寄り添うのはもちろんのこと、様々な角度から地域ニーズ、住民ニーズを掘り起こし、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげていくとともに、社会の変化に対応した、市民にとって更に利用しやすく身近な施設として認知される取組が必要であると考えております。</p> <p>こうした新たな取組はもちろんのこと、従前から公民館で実施してきた事業については継続します。</p>

2	資料1 3頁 資料2 1, 2頁 資料3 9頁	<p>施設の名称について（4条関連）</p> <p>社会教育の拠点としての公民館と地域活動をする交流センター、どちらが現実的に施設利用の中心になるのかを考えると、日々のサークル活動や講座等による公民館としての活動が中心になると予想される。地域活動はあってもそれが主になるようには思えない。つまり公民館活動が中心で、そこに地域活動が加わってくることになる。</p> <p>それ故、わざわざ名称を交流センターが主のようなものにせず、むしろ、なじみのある公民館の名称のままにすれば、余計な費用もかからずにすむと思う。</p>	C	<p>公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施するとともに、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものです。交流センターはこれまでの公民館事業や社会教育に関する取組に加え、協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するために設置することから、公民館という名称については、現時点において交流センターと併記することを考えております。</p>
3	資料3 14頁	<p>営利目的の利用の拡大について（13条関連）</p> <p>交流センター条例第一条の「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、」の部分で、公民館を社会教育法による枠（第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。（1）もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。）から外し、そのことにより営利目的の利用の巾を広げることになるらしいが、そのことが、関係書類のどこにも記載がされていない。</p> <p>メリットならばはっきり記載したほうがよい。</p>	A	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、営利を目的とした事業を行う場合においても交流センターの施設又はその附属設備の提供が可能になることから、下線部のように例示として資料に追加します。</p> <p>資料3 14頁 ＜第3号関係＞</p> <p><u>これまで公民館で行っていた施設等の提供については、これまで公民館で行ってききましたが、現にある公民館施設を交流センター化することにより、交流センターにおいて、例えば営利を目的とする事業等に関しても施設等の提供を行うことから～</u></p>

4	資料2 1頁 資料3 2頁	協働の定義（2条の3関連） 協働の対象が、「地域コミュニティ及び市が」とあり、協働に市民個々が対象となっていないのはおかしいと思う。市民が地域コミュニティに参加し団体とならなければ、市のために協働の活動ができないようになっている。勿論協働のまちづくり条例の中でそうなっているからであるが、ここでは、「市民及び地域コミュニティ、市が共通の目的を達成するために」と改めるべきである。	C	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「協働のまちづくり条例」という。）第3条に規定している基本理念においては、協働によるまちづくりの推進に当たって、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が最も基本になるものとしていることから、協働に関する考えは同条例に規定した協働の定義を用いているものです。
5	資料1 2頁 資料2 1頁 資料3 4頁	交流センター設置について（3条関連） 「活動拠点として、交流センターを設置する。」を「活動拠点として、公民館内に、交流センターを設置する。」と変更する。理由は整理番号2で説明済み。	C	市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において協働によるまちづくりを進めるうえで、中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、公民館において実施してきた事業や社会教育に関する取組は引き続き実施いたします。
6	全般的な意見	青年、社会人、退職者、高齢者等が仕事だけでなく、より豊かに過ごせるようにするために、公民館等の社会教育施設がある。しかし、それが社会システムの変化（年金、コロナ、物価高、税負担増）により難しくなっている。だからこそより社会教育の増進に力を入れるべきであると思う。それこそ市民に目を向けた市政のあるべき姿だと考える。	D	公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更しても、公民館で実施してきた事業は継続するほか、引き続き社会の変化や地域ニーズの把握に努め、地域課題に沿った事業の実施について検討してまいります。

7	資料2 6～9 頁 資料3 47～ 51頁	<p>現行の使用料運用のままの予定の案となっておりますが、現在の規定だと「子ども達・子育て家庭のために低廉な価格で入場料を設定したイベント」で教育委員会の後援を受けているのようなものでも、料金が5割増となります。</p> <p>そのため、実際に催し(演奏会)を行った際には準備・リハーサルから長時間部屋を押さえる必要があることから収支が圧迫され、共演者に交通費を支払うのも困難で催しの「低廉な価格で子ども達に質の高い音楽に触れさせたい」という目的が達成しづらくなるという問題が生じました。</p> <p>地域コミュニティの活性化および社会教育の質の向上に資するようなイベントを開催しやすくするため、市や教育委員会の後援を受けているような催しについては使用料の5割増規定から除外していただきたいです。</p>	C	<p>市や教育委員会の後援を受けているような催しであっても、入場料を設定し徴収する場合には、現在、使用料の5割に相当する額を加算した使用料をいただいております。</p> <p>なお、公民館の市長部局移管に伴って、使用料の設定を変更する予定はありません。</p>
8	全般的 な意見	<p>「交流センターの設置及び管理」条例以前の問題として、公民館等を教育委員会管轄から市長部局管轄への移行の是非を問う、議会への議案が提出されていない。市長部局管轄への移行の是非は、市長の専決事項ではない。</p> <p>市長専決での今回の強行は、民主主義自治体の姿ではなく、市長独裁的政策強行であり違法そのものである。即刻廃案にすべきです。</p>	D	<p>今回の取組は公民館施設を市長部局に移管し、交流センターに変更するものであり、これまで公民館で実施してきた事業などは教育委員会の所管として存続します。</p> <p>このため、今後、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」の制定及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の一部を改正する条例を議会に上程し審議いただく予定です。</p>

9	全般的意見	<p>公民館は社会教育法に基づいて設置され、住民の教養向上や健康増進など、生活に即した教育・学術・文化活動を行う教育機関であり、行政とは独立した教育委員会の管轄です。しかし、教育委員会から市長部局への移管により、公民館の教育機関としての位置づけは無くなり、社会教育が担保されません。現行の公民館には利用制約や利用者の減少があるという点が指摘されるなら先ず現行の中で工夫をすれば良いことです。また改正の理由が街づくりに資するためとありますが現行の公民館の目的からそれは出来ることであり公民館をなくす理由にはなりません。県内では他の市でも公民館から交流センターへの変更が行われていますが、袖ヶ浦市で交流センターに変える必然性が無いのになぜ性急に全ての公民館を変える必要があるのか分かりません。</p> <p>以上のことから市長部局への移管に反対し公民館を存続させるべきでありこの条例は廃案にすべきです。</p>	<p>D</p> <p>従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきた中で、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていくことが重要であると考えています。</p> <p>そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
---	-------	---	---

1 0	全 般 的 な 意 見	仮に交流センターに変えるのであれば、今まで通りの公民館の役割を残すべきです。	B	<p>市長部局への移管により、公民館施設を市長部局に移管し、公民館の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な活動拠点となることを考え、交流センターとするものですが、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえ、引き続き存続し、公民館機能は残しつつ、従来どおり公民館で実施してきた事業は継続します。</p>
1 1	全 般 的 な 意 見	市内公民館すべてを変えるのではなく木更津市のように先ず1館を変えてみてその運用から交流センターが本当に必要か検討すべきです。	D	<p>公民館は、市民や利用する団体にとって最も身近な施設であり、1館をモデル地区のように設定することは、市長部局により管理する公民館と、教育委員会で管理する公民館が混在することとなり、利用者にとっても行政側にとっても効率的な取組を行うことが難しいと考えております。</p> <p>また、協働のまちづくり条例において、市は地域コミュニティの支援を行うことを規定しており、市が地域のまちづくりの活動拠点としての機能を果たすことができるよう支援する体制を整えるため、さらに長浦地区以外の地区において、まちづくり協議会設立に向けた機運が醸成された際にその支援を迅速かつ円滑に行うため、すべての公民館を同時に市長部局に移管することが適切であると考えております。</p>

1 2	全 般 的 な 意 見	交流センターに変えても社会教育法の位置づけである教育機関としての公民館の位置づけは変えるべきではありません。	B	社会教育法に基づく事業を行う公民館機能を維持するため、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の改正を行ったうえで規定いたします。
1 3	全 般 的 な 意 見	公民館運営審議会や社会教育委員会など今まで教育機関として位置づけられていた会は残すべきです。	B	公民館運営審議会は「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」において規定するほか、社会教育委員会議についても、教育委員会の機関としての変更はいたしません。

14	全般的な意見	<p>公民館施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能させるため、社会の変化に対応し、市民にとって更に身近な施設として認知される取組みが必要とし、条例制定の目的として、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため公民館を交流センターにするとしている。</p> <p>以下①～⑤の理由から、公民館を市長部局に移し交流センターにする条例に反対する。</p> <p>①進め方に問題あり</p> <p>社会教育委員会議、公民館運営審議会において以前から、より多くの市民に公民館を利用してもらうにはという議論はされてきたが、その問題解決のために市長部局に移管するという意見は全くなかった。</p> <p>市内部のみの検討により、市の方針案が出されて1年もたたないうちに押し通そうとする市の姿勢は問題があると考え。→このような進め方では、市民協働はこれからも進まない。</p>	<p>D</p> <p>市長部局への移管により、協働のまちづくり条例第8条や第12条の規定を踏まえ、公民館施設を交流センターとし、地域のまちづくりの活動拠点として位置付けるものです。</p> <p>協働のまちづくり条例において、市の責務や拠点づくりという規定を設けており、市民協働の推進に当たって、この規定に基づく実効性の担保や確立について検討し、市内5地区の活動拠点として現在公民館が活動拠点として最も適切と考えていましたが、教育施設であったことから、取組が進まなかったという経緯があります。しかしながら、令和元年の第9次地方分権一括法によって、公民館の市長部局への移管が条件付きながら認められ、また、市内でまちづくり協議会が設立されたことを受け、公民館を地域のまちづくりの拠点として活用を図っていくことを念頭に、具体的に公民館施設の移管について検討したものです。そのため、移管に関して方針（案）として、市の考えを公民館利用者や公民館運営審議会、社会教育委員会議において、説明させていただいたところです。</p>
----	--------	---	---

15	全般的な意見	<p>②利用制限の緩和の中身が見えない</p> <p>市長部局に移管すると、社会教育法から外れ、利用制限の緩和されるため、活用しやすくなるとの事だが、社会教育法の中でも、公民館祭りなどで地域の野菜を販売したり、興行を行うことは可能である。市長部局への移管により、どのような利用を促し活用しようとしているのか全く表明がない。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。</p>
16	全般的な意見	<p>③まちづくりの推進は教育部局でも可能</p> <p>まちづくり協議会の事務局を公民館に置き、協働のまちづくりを推進するためであれば、教育委員会の所管のままでも実施可能。</p> <p>現在も行政センター機能は市長部局である。</p>	D	<p>交流センターは、協働のまちづくり条例第8条に規定する市の責務や第12条に規定する拠点づくりとして行うものであり、また、社会教育法に基づき実施される社会教育に関する活動や公民館で実施してきた事業と、情報共有や連携した取組を進めることにより、市民が参加し、地縁団体、市民活動団体、事業者と協働のまちづくり条例に規定する3つの基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として設置するものです。</p> <p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、具体的な利用については、市民や地域コミュニティによる柔軟な取組が促進できるよう対応することを考えております。</p>

17	全般的な意見	<p>④推進を担保する職員配置が不明</p> <p>社会教育とまちづくりを一体に推進しているが、その担保である職員配置は不明のまま。条例改正後の運用開始まではっきりしない。社会教育もまちづくりも市民と職員との関係性の構築、信頼関係がなければ進まないと考える。市長部局にすれば両方うまくいくなど到底考えられない。</p> <p>まちづくりの担い手である自治会の悩みは「自治会加入の減少」「役員の高齢化・担い手不足」等であり、それを良い方向に導くには覚悟を持って挑む必要がある。市民協働の職員を分散させ長浦公民館に現状＋1名の配置を要望では社会教育の後退になるのは目に見えている。</p>	D	<p>交流センターの職員配置につきましては、現時点で確定しておりませんが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施するとともに、まちづくり協議会の支援等を行えるよう適正に行ってまいります。</p>
----	--------	--	---	--

18	全般的意見	<p>⑤社会教育の間違った目的からつくられた取り組みである</p> <p>市長部局に移管する庁内での会議資料で、社会教育の目的を「社会教育を通じた教育の成果を地域に還元」としていた。憲法で保障された基本的人権としての、生涯の自由な学びである社会教育を市が勝手に目的をつくり「教育の成果を地域に還元すること」と押し付けるのは間違いである。この取り組みの目指す姿を「社会教育で得られた成果を市民協働によるまちづくりへ反映していく体制づくりを図る」として進められ、根本的な社会教育のあり方が行政的視点で考えられ歪められている。</p>	<p>D</p> <p>社会教育の基本は個人が生涯にわたり自由に学ぶことにありますが、その自由な学びで得られたものを地域の皆さんで活用していただくとともに、その活動を通じて新たな仲間と出会い、その輪が広がることで地域づくり、そしてまちづくりに繋がるものと考えております。</p> <p>公民館施設の市長部局への移管は、社会教育、生涯学習の場である公民館を廃止するものではなく、現在の公民館の組織体制を維持したままで、これまでの機能を後退させることなく、より多くの利活用ができるようにしたいと考えて行なうものです。</p> <p>移管後の交流センターでは、これまでの社会教育、生涯学習施設としての機能に加えて、まちづくり協議会の活動拠点や市民に身近な行政の窓口、地域の防災拠点、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる子どもの居場所など、ここ数年コロナにより減少、衰退しつつある地域コミュニティの再生を後押しできるよう、地域の方々が、これまで以上に気軽に利用しやすい施設にしていきたいと考えております。</p>
----	-------	--	--

19	全般的な意見	<p>公民館利用者の多くから要望もないのに何故、この条例を作ろうとするのか理解できない。利用者グループのリーダーに直接アンケートを実行して意見を聞いたのでしょうか？</p>	D	<p>今回、利用者グループのリーダーに直接アンケートは行っておりませんが、利用者懇談会などを通じ、これまで市民会館・公民館が担ってきた社会教育を通じた「人づくり」や「まちづくり」と、市民協働による「まちづくり」をより一層推進していきたいことや、より多くの市民等の利用による施設の有効活用を図っていききたい旨を説明し、一定の理解をいただいているものと考えております。</p> <p>なお、施設の利用方法や使用料等の変更は予定しておりません。</p>
20	全般的な意見	<p>公民館利用のグループのリーダーにパブコメ実施の知らせを出しているのか？広報にパブコメ記事書いてもそれを見逃す市民がほとんどではないでしょうか？近所の陶芸グループの方はパブコメを知らないと言っている。</p> <p>リーダーへのアンケートと少なくともグループ会員にパブコメがあることを知らせなければパブコメをしましたが意見がありませんでしたとなるでしょう。いくらパブコメしたという証拠づくりが目的でももっとしっかり意見を集める姿勢が必要ではないか？</p>	D	<p>公民館利用のグループのリーダーにパブリックコメント実施のお知らせは出しておりませんが、市役所のみならず、全ての公民館において、パブリックコメントを実施している旨のポスターを掲示しているほか、パブリックコメント資料の閲覧や貸出を行っております。</p> <p>また、公民館運営審議会委員と社会教育委員には、パブリックコメント実施の周知をしており、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての意見の聴取に努めております。</p>

2 1	全般的な意見	<p>4月ごろに利用者懇談会があり、利用の活発化のためとかなんとか良くわからない話を聞いたが唐突で意味不明でした。あの時どんな要望があるかを尋ねられましたが公民館を市長部局に換えて欲しいという意見はなく身近な意見と要望ばかりが参加者から出された。</p> <p>プロジェクターは以前より随分安価になっているしパソコンの画面が大型液晶テレビに映せる時代でテレビはさらに安価、様々な意見・要望を無視して交流センターで街づくりと言っても空虚に響く。</p>	D	<p>各公民館で本年3月から4月の間に開催された利用者懇談会におきまして、通常利用に関する意見等に加え、公民館施設の市長部局移管について様々な意見等をいただきました。</p> <p>頂戴した意見等については、その後の公民館運営、また、公民館施設の市長部局移管に向け参考にさせていただきます。</p>
2 2	全般的な意見	<p>市民から要望のあることを実行しないで、要望していないことを市長主導で実行するのは誰の指示でしょうか？あるいは付度でしょうか？自分の考えでないことが透けて見える感じがあるが、これは自己の歴史に汚点とは思いませんか？</p>	D	<p>公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとし、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
2 3	全般的な意見	<p>近隣市で公民館がコミュニティーセンターとなったがこれは袖ヶ浦の交流センターなのか？コミュニティーセンターと交流センターは同じ考えのものか？違いがあるとすれば違いはなにか？明らかにして欲しい。</p>	D	<p>他自治体においてコミュニティーセンターとして設置されている公民館以外の施設は、地方自治法の規定により設置されているものであり、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」により設置する交流センターと同様のものです。</p> <p>本市では、公民館施設を交流センターとするものであり、これまでどおり公民館機能を位置づけ、公民館事業は引き続き実施します。</p>

24	全般的な意見	公民館の交流センターと言う考えを棚上げしてみんなが望むことを実行しないか。	D	市長部局への移管により、協働のまちづくり条例の基本理念である、市民の地域コミュニティへの参加の促進や地域コミュニティの連携の促進、地域コミュニティと市の協働の推進をしっかりと進めてまいります。特に、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めるための取組の一つと考え、推進するものです。
25	全般的な意見	公民館施設を教育委員会から市長部局へ移管することに反対します。	D	ご意見として承ります。

26	資料1 1頁	<p>1. 条例制定の背景 2段落1行目「近年公民館の利用者数は減少傾向であり」</p> <p>具体的なデータの提示がないので説得力がない。数行下のコロナ関連の利用停止期間もあるので、この3年ほどの利用者が減少しているのは当然と考える。20年程度の期間での利用者数の推移のデータの提示がほしい。</p>	<p>C</p> <p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています(過去20年の公民館延べ利用者数の推移は以下のとおりです。)</p> <table data-bbox="1196 507 1765 1393"> <tr><td>令和4年度</td><td>238,409人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>200,790人</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>116,444人</td></tr> <tr><td>令和元(平成31)年度</td><td>285,765人</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>320,048人</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>321,940人</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>334,892人</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>344,742人</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>315,571人</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>306,734人</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>347,957人</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>308,731人</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>334,125人</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>341,591人</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>344,403人</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>356,497人</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>380,656人</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>364,486人</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>341,357人</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>345,645人</td></tr> </table>	令和4年度	238,409人	令和3年度	200,790人	令和2年度	116,444人	令和元(平成31)年度	285,765人	平成30年度	320,048人	平成29年度	321,940人	平成28年度	334,892人	平成27年度	344,742人	平成26年度	315,571人	平成25年度	306,734人	平成24年度	347,957人	平成23年度	308,731人	平成22年度	334,125人	平成21年度	341,591人	平成20年度	344,403人	平成19年度	356,497人	平成18年度	380,656人	平成17年度	364,486人	平成16年度	341,357人	平成15年度	345,645人
令和4年度	238,409人																																										
令和3年度	200,790人																																										
令和2年度	116,444人																																										
令和元(平成31)年度	285,765人																																										
平成30年度	320,048人																																										
平成29年度	321,940人																																										
平成28年度	334,892人																																										
平成27年度	344,742人																																										
平成26年度	315,571人																																										
平成25年度	306,734人																																										
平成24年度	347,957人																																										
平成23年度	308,731人																																										
平成22年度	334,125人																																										
平成21年度	341,591人																																										
平成20年度	344,403人																																										
平成19年度	356,497人																																										
平成18年度	380,656人																																										
平成17年度	364,486人																																										
平成16年度	341,357人																																										
平成15年度	345,645人																																										

27	資料1 1頁	<p>1. 条例制定の背景 4段落1行目「自治会では加入率の低下や役員のみ手不足等の課題」</p> <p>交流センターが開設されれば自治会の加入率が上昇しそうな書きぶりだが、自治会の加入率が低いのは規約など情報の公開が少なく、組織の構造がわかりにくいこと、加入のメリットが住民に感じられないことなどが大きいと考える。各地区に独自に自治会館など拠点となる施設を持つ自治会もあり、交流センターが出来ることによって自治会の活動が活発になるとは思えない。</p>	D	<p>現在、自治会に関する紹介等を市のホームページや広報等で情報発信しており、また、市と自治連絡協議会にて共同で作成したチラシ等を活用し、自治会役員を中心に加入促進の取組を進めていただいております。しかしながら、自治会加入の必要性やメリットを十分に理解してもらえないことが多く、地域活動の低下の要因となっていると考えております。</p> <p>これらの課題解決に向けて、引き続き自治会への加入促進を行っていくとともに、役員等の負担軽減について自治連絡協議会等から意見を伺い、対応してまいりたいと考えています。さらに、自治会を含む地域コミュニティが交流センターに集い、団体内外の横のつながりづくりや、地域活性化に取り組むことで、交流センターを地域のまちづくりの活動拠点とすることを考えております。</p>
28	資料1 3頁 資料2 2頁 資料3 13～ 15頁	<p>8条 交流センターの事業について</p> <p>現在の長浦・平川公民館には行政センターが入っているが、第8条に行政センターが入っていないのはなぜか。</p>	C	<p>行政センターに関しては、「袖ヶ浦市行政センター設置条例」において、設置や名称等を定めていることから、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)」では規定しておりません。</p>

29	資料1 3頁 資料2 3頁 資料3 21、2 2頁	<p>第12条 2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>資料3 22ページの関係例規では、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）（遵守事項）第20条として、使用者及び入館者が守らなければならない事項が列挙されているが、第12条ではそれがないことによって、行政の恣意的な運用が懸念される。明記するべきだと考える。</p>	C	<p>管理上必要な条件については、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則」と同様に、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」についての規則を制定し、遵守事項を規定する予定です。</p>
30	全般的な意見	<p>袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例」は存続するようなので、社会教育に関する活動は交流センターでも維持されるところなので、全体として反対するものではありませんが、市長部局に移管されることにより、社会教育に関わる職員が減り社会教育事業が少なくなることを懸念します。</p> <p>社会教育主事の配置について、複数館の役職を兼務する事態を危惧します。公民館活動についての職員数の明記を希望します。</p>	D	<p>公民館事業の事業量は、社会教育環境の変化等により変動があるものと認識しており、そのような環境の変化に柔軟に対応するため、公民館活動についての職員数を条例に明記する考えはございません。</p> <p>また、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、社会教育主事を含め適正な職員配置を行ってまいります。</p>

<p>3 1</p>	<p>資料 1 1 頁</p>	<p>法律(条令)は国民の自由を制限するものであり、必要最小限のものにするべきだが、為政者は法治主義のもと、自由を制限し、自身の意に添うように正当化できるから、制限することは都合がいい。国民はこれを踏まえて対処する必要がある、法律の設立や改定の際には、なぜその措置が必要であるのかを明確に問うて判断すべきである。現在、日本には多くの法律が存在し、袖ヶ浦市でも多数の条例がある。しかし、制定は毎年なされているが、廃止は数少なく、年と共に増えつつけている。それだけ住民の自由が制限されていることになる。</p> <p>今回の条例制定について、以上の観点からコメントする。</p> <p>課題として、1. 公民館としては、利用者数の減少が問題で、施設の利用拡大や身近な施設認知が必要とあります。利用者数の減少は、コロナは特別な事情なのでこれを除くと、実情はどのくらい減少しているのでしょうか。そしてその原因はなんだと分析しているのでしょうか。</p> <p>また、地域の活動拠点として機能させるためとありますが、どういうことでしょうか。今の公民館の活動のどこがそうになってないのか、それはなぜなのか、説明してほしいです。</p> <p>社会の変化に対応しとは、どういうことで、それはなぜなのか、具体的に示してほしい。</p>	<p>D</p> <p>公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であり、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人の減少となっています。その原因としましては、主に利用の主体である社会教育関係団体や公民館登録サークルなどの高齢者を中心とした団体活動の継続性が困難になり、会員数が減少していることが挙げられます。</p> <p>従来の公民館は、個人が生涯にわたり自由に学び、その自由な学びを通じて、新たな仲間と出会い、その輪を広げながら、社会教育の拠点として地域とのつながりを形成してまいりました。しかし、近年、生活様式の変化や少子高齢化、男女共同参画社会の到来、情報化社会の進展等、社会構造が急激に変化する中で、人間関係の希薄化や子育てに悩む若い親世代の増加等、様々な問題が生じてきたおり、社会教育の活動に沿うものであるこれらの地域課題の解決に取り組んでいくため、地域住民との協働によるまちづくりの拠点であることも明確にしていくことが重要であると考えました。</p> <p>2については、平成30年度から令和4年度までの自治会加入の動向をみると、自治会加入率低下の主な要因としては、転入世帯の増加と自治会からの脱退によるものです。市内世帯数は大幅な増により、加入率の算定に当たってその分母が拡大していることが加入率の低下につながっていることが考えられ、市としましても、現在袖ヶ浦駅海側地区へ自治会設立の働きかけを行って</p>
------------	---------------------	---	---

		<p>2. 市民活動への支援として、まちづくり条例制定や推進計画を進め、取り組んでいるが、自治会の加入率低下や役員のなり手不足、人材不足が課題とある。これについて、その原因は何だと分析しているのでしょうか。</p> <p>以上1, 2の分析が十分に行われ、解決のための方策がいくつか提示され、その方策の利点と欠点が出されて、それらを評価し、最適の方策がこれです、欠点については、これこれに対応する。というような、欠点のリスク対策内容の説明がなされる必要がある。</p> <p>1, 2の現状把握、原因分析をきちんと示さないで、いきなり社会教育とまちづくりを合わせるといふ乱暴な方策に至ることが、理解できない。条例の条文を検討することは、二の次であると思う。</p>	<p>おります。また、自治会からの脱退については、活動の強制や会費を支払いたくない、高齢により活動ができない、といったことと捉えております。</p> <p>役員のなり手不足については、高齢化や役員の負担が大きいことなどが要因ですが、人材不足については、主に市民活動団体における課題であり、近年の高齢化や定年の延長などが影響していると考えております。このような地域コミュニティの状況は新型コロナウイルス感染症により活動が停滞した影響もありますが、これらの課題解決に向けては、自治会や市民活動団体といったそれぞれの主体での取組だけでは難しく各地区における地域コミュニティとして対応する必要があると考えたところです。そのため、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組むものです。</p>
--	--	--	---

32	全般的意見	<p>課題解決のための方策として、条例制定を考えたのであれば、多面的な分析と、明確な提示と、的確な判断の根拠を示さねばならない。2024年度早々の施行を計画しているようだが、ゴールありきで、パブリックコメントをしてはいけないのではないかと。住民に十分に考えてもらうための材料・資料を提供し、疑問に答え、多くの理解を得る努力を怠れば、民主主義のツールの一つであるパブリックコメント制度が生かされないことになる。</p> <p>住民が、対等に、自由に、自分で考え、判断し、コミュニティの在り様を決めることが、担保されなければ、現状の課題は、この条例が施行されたとしても、解決しないのではないかと。自立した市民であることが民主主義の最低条件であるが、時が流れ、生活も変化し、また教育基本法が改定され、当初の思いから相当かけ離れたのではないかと。</p> <p>その結果が、まちづくりの問題となって、露呈しているように見え、この二つの問題は、根っこが繋がっているのではないかと。という気がする。</p> <p>問題解決の手法に沿って、論理的に解析すれば、もっと明確にわかるのではないかと。と思うので、これをやってほしい。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することにより、市内の各地区において中心的な役割となることを考え、交流センターとするものであり、社会教育を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを推進するために取り組んでまいります。</p>
----	-------	--	---	--

33	資料1 3頁 資料2 2頁 資料3 13～ 16頁	<p>8条で公民館が担ってきた社会教育事業と協働のまちづくり事業を合わせて推進するというのに、なぜかここで示された事業に、社会教育という文言が消滅している。</p> <p>9条で従来社会教育事業を実施するため、市長の判断で施設を供用できるような表現である。</p> <p>対等合体であれば、きちんと8条の中に、社会教育の推進という文章を明確にすべきであり、それについて、教育委員会の関与を明確に記載しなければならないと思う。</p> <p>また、事業についての従来公民館運営審議会の役割も加える必要がある。</p>	C	<p>「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)」に合わせ、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」を改正いたしますが、社会教育事業及び公民館運営審議会についても引き続き規定いたします。</p>
34	全般的な意見	<p>公民館の目的を、社会教育だけでなく市民協働によるまちづくりのための拠点という形に広げると解釈でよいでしょうか。</p>	D	<p>ご意見のとおり、公民館の目的は変わりませんが、交流センターとして、地域まちづくり協議会に関する支援等の協働によるまちづくりに関する取組が加わることとなります。</p>

35	資料1 4頁 資料2 4頁 資料3 33～ 35頁	<p>市民活動団体の利用手続きなどに変更はなく、減免の考え方や登録方式も同じであるということで、今後もこの減免のシステムが継続されることを要望します。</p> <p>また、優先予約システム、大ホールの予約のシステムは、チラシなどを作って催しを計画する団体にとってはとても大切なシステムなのでいまいにならぬよう公平にやっていただけるよう要望したい。</p> <p>地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取りくむというところは具体的なイメージがわかりませんが、交流センターが個人でも少人数でも赤ちゃん連れでも利用しやすい場になることを願っています。</p>	B	<p>減免の考え方や優先予約と大ホール予約方法は従来どおり継続してまいります。</p> <p>なお、市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動することができるよう取り組んでまいります。</p>
36	全般的な意見	<p>交流センターの設置は現在の公民館事業に協働のまちづくりの事業が追加され、仕事のボリュームが増えるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	D	<p>交流センターの設置により、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の設立や活動を支援する業務が加わるものとなりますが、公民館で実施してきた事業や社会教育に関する取組を引き続き実施いたしますので、適正な職員配置を行ってまいります。</p>
37	全般的な意見	<p>コロナ渦を経て、学校のPTAや育成会等地域のコミュニティが弱くなっていることを痛感しています。交流センターの設置後、どのように地域を活性化させるのか、最初はセンターからの働きかけが重要と感じています。</p>	D	<p>市長部局への移管により、公民館施設の利用制限の緩和を図り、それぞれの地区で活動している市民、地縁団体、市民活動団体、事業者のあらゆる主体が集い、交流し、互いに連携・協力し活動いただくことを考えていることから、交流センターから働きかけを行い、協働による地域の活性化を図ってまいります。</p>

38	全般的 な意見	現在、社会教育推進員の委嘱を受け活動していますが、活動内容が変わったりしますか。	D	公民館施設を市長部局に移管しても、従来どおり、教育委員会が社会教育推進員の委嘱をし活動いただくこととなりますので、現時点では活動内容に変更はありません。
----	------------	--	---	--

議題（２）袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正概要について

1 現状

現在、公民館及び市民会館（以下「公民館」という。）を、市民や市民活動団体等がより活用できるよう利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「交流センター条例」という。）の制定に向けて手続きを進めております。

これに合わせ、公民館の施設管理を市長部局へ移管するため、袖ヶ浦市公民館及び市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を変更する予定です。

2 条例一部改正の概要

（１）公民館の施設管理

交流センター条例に合わせ、公民館の施設管理を市長部局へ移管します。

（２）公民館事業

公民館が実施してきた事業については、引き続き教育委員会が管理し、及び執行します。

（３）公民館運営審議会

公民館における各種事業の企画実施に係る調査審議をしてきた公民館運営審議会は、引き続き設置します。

（４）その他

従来から使用してきた公民館の名称は変更しません。

また、上記（１）から（３）に合わせて袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の必要な改正を行います。

3 施行予定日

令和6年4月1日

議題（３）令和５年度市民会館・公民館まつりについて

◆第３６回市民会館まつり

日 程 １１月４日（土）、１１月５日（日）

主 旨 市民だれもが郷土の芸術文化に親しみながら教養を高め、創造を培う場とするとともに、市民会館利用団体等の活動成果の発表の場とする。併せて各種の催しにより、昭和地区住民の楽しい交流の場とする。

テ ー マ 『つながり、広げよう 地域の輪』

改善点等 従前、フリースペースを飲食スペースとしていたが、利用者が少なかったため、「子どもの広場」として、子どもが回遊しながら楽しめるスペースに変更する。その代替措置として、屋外の前庭広場内に飲食スペース用テントを設置する。

大ホール発表に係る荷物搬入車両について、昨年度は前庭広場内の通行により危険であったため、市営球場３塁側駐車場に駐車することとし、大ホール裏手側からの荷物搬入に統一する。

見どころ 「子どもの広場」の設置に加え、読み聞かせや親子工作、そして昨年度に引き続いて「ガウラの古着屋さん」など、子どもはもちろん親子で楽しめるコーナーを増やした。

作品展示・発表関係について、市民会館活動サークル等はもとより、昭和地区の園児・児童・生徒の作品展示スペースを設け、大ホール発表については、１日目が児童等による合唱・演奏を行い、２日目は市民会館活動サークル等が演奏・発表を行う。

◆第３５回平川公民館まつり

日 程 １１月１８日（土）、１９日（日）

主 旨 郷土の芸術文化に親しみ、豊かな情操と創造力を培う場とするとともに、公民館の登録サークル・定期利用団体等の学習成果の発表や各種催し物を通じて、地域住民の交流の場とする。

テ ー マ 「つなげよう 豊かなふるさと 心のきずな」

改善点等 おまつり広場と、体育室での催し物をさらに充実させた。特に、フワフワガウラは、雨天でも実施ができるよう、体育室内に設置し行うこととした。

見どころ 体験や創作のできる4つの講習会を行うほか、体育室での催し物を充実させ、フワフワガウラ、吹き矢、大道芸、モルック、ボッチャ、「作って遊ぼう！簡単おもちゃ」の各体験会を行うとともに、まつりを盛り上げるため、袖ヶ浦市ジュニアオーケストラの演奏や、フィナーレにバンド演奏を行う。

◆第36回長浦公民館まつり

日 程 11月18日（土）、19日（日）

主 旨 市民の誰もが芸術文化に親しみながら、教養を高め、創造力を養うことのできる場、また公民館利用者（グループ・サークル）等の学習成果の発表の場とするとともに、催し物を通じて幼児から高齢者にいたる地域住民相互が集う楽しい交流の場とする。

テ ー マ 「温もりと喜びが集う公民館 つなげよう 広げよう 地域の輪」

改善点等 登録サークルに対し、発表や展示部門への参加だけでなく、まつりの準備や片付け、当日の運営スタッフとしての協力を依頼し、協力いただけることとなった。

見どころ オープニングでは、イベントゲストとして昨年度好評だった代宿太鼓保存会の笛太鼓の音色と子どもたちの踊りが見どころである。2日目のイベントゲストとしては、長浦・蔵波中学校の卒業生が活躍している姉崎高校ダンス部が初めて出演する。

登録サークルによるサークル発表会は広く参加を呼び掛けた結果、昨年よりも発表団体数が増え、公民館利用者の魅力を集めた公民館まつりとなっている。

その他、長浦地区の子どもたちの作品の展示、長浦中学校吹奏楽部と蔵波中学校音楽部の演奏会の実施、体験コーナーとして、ネイチャークラフトや型抜きなど子どもから大人まで楽しめるブースを用意している。

◆第37回根形公民館まつり

日 程 11月4日（土）、11月5日（日）

主 旨 市民だれもが郷土の文化に親しみながら教養を高め、創造力を培う場とする。
また、公民館利用者等が日頃の学習成果を発表する機会をつくと共に、各種の催しをとおして、地域の交流の場とする。

テーマ 「つくろう そだてよう 心かよう 根形文化」

改善点等 昨年度はコロナウイルス蔓延への警戒により、参加を辞退される団体もあったが、2日目のレクリエーション協会など、コロナ前に協力のあった団体のほとんどに参加してもらえるようになった。

また、コロナ対策のため昨年度設置した野外の飲食スペースは継続して設置し、雨天時にも来場者の休憩スペースを広く確保する。

見どころ 消防本部の協力により、親子で楽しみながら防災に関心を持ってもらうための消防車輛の展示を実施する。

また、石膏手形づくり、親子料理教室や親子陶芸、油絵体験会など各種体験会を実施し、子どもから大人まで体験を通して学ぶ場を設けている。

その他、登録サークルによる作品展示や、芸能音楽発表会での成果発表を行い、オープニングには公民館利用団体の和太鼓の演奏を、フィナーレには根形中学校吹奏楽部による発表を行う。

◆第16回平岡公民館文化・スポーツまつり

日 程 11月3日（金・祝）、11月4日（土）、11月5日（日）

※11月3日は、グラウンドゴルフ大会のみ実施

主 旨 地域住民の誰もが文化・スポーツに触れ親しみ、豊かな情操と創造力を養う場とするとともに、公民館利用者の学習成果を発表する場とする。

また、各種催し物を通じ、地域住民相互の交流の場とする。

テーマ 「ひろげよう 育てよう 地域文化とスポーツの和」

～来て、見て、一緒に楽しもう！～

改善点等 前回に引き続き、サークル等が主催する多くのイベントに体験活動を取り入れて開催することにより、来場者が気軽にサークル活動に参加でき、サークル等への加入促進及び活動の活性化に繋がるようにした。

また、イベントがマンネリ化しないよう、新規のイベントや講座等を取り入れて開催するとともに、各イベントの参加者を増やすため、イベント等の案内チラシを作成して配布を行うこととした。

前回、グラウンドゴルフ大会を平岡小学校で開催したが、グラウンドが狭く不評だったことから、まつりの日程を1日増やし、平岡公民館多目的広場で開催す

ることとした。

見どころ 袖ヶ浦交響楽団や地域の子ども達による発表を行う。コロナ禍で参加を控えていた平川保育所の幼児のかわいいダンス発表や、伝統芸能である野里ばやし及び上泉子ども会による太鼓の演奏も見どころである。

さらに、芸能・サークル発表会&体験会で、サークル活動の1年間の成果を発表するとともに、来場者と一緒に楽しめる「体験会」を行うので、ぜひ参加して楽しんでいただきたい。

スポーツ部門については、地域対抗によるモルック競技や、新たに袖ヶ浦高校新体操部による体操教室等も開催する。

市民会館

会場		日時	11月4日(土) 9:00~16:00	11月5日(日) 9:00~16:00(展示は15:00まで)
大ホール			音楽の広場(合唱・演奏・ダンスなど) 10:00~15:00	音楽の広場(合唱・演奏・ダンスなど) 10:00~15:00
大ホール ホワイエ1階			子ども作品展(絵画・工作) ※保育園等	
大ホール ホワイエ2階			子ども作品展(絵画・工作) ※小学校	
中ホール棟 ロビー			市民会館主催事業紹介展示、環境管理課展示、耐震化PR	
前庭広場等			おまつり広場 10:00~15:00	おまつり広場 10:00~15:00
			・模擬店(売り切れ次第終了) ・農産物直売及び活動紹介 ・古紙回収 ・使用済小型家電回収 ・竹とんぼづくり実演・販売	・模擬店(売り切れ次第終了) ・消防車展示、防火服試着 住宅用火災報知器設置啓発など ・使用済小型家電回収
1階	会議室		折り紙講習会(折り紙・紙コップ工作・アートバルーン)	
	研修室		将棋対局	
	和室		お茶会	将棋対局
2階	講義室		読み聞かせ	読み聞かせ
	研修室		ガウラの古着屋さん	
	フリー スペース		子どもの遊び場メイン会場(縁日・工作など) 10:00~15:00	
	会議室1		親子工作教室	
	会議室2		ブラジル展	
3階	中ホール		活動団体作品(書道・短歌・俳句)展 子ども作品展(書道) ※小学校・中学校・高校	
				ダンスフェスティバル 17:30~20:30

※ 内容等を変更する場合があります。

平川公民館

会場		日時	11月18日(土) 9:00~16:00	11月19日(日) 9:00~15:00
前庭広場			おまつり広場 10:00~15:00 ・模擬店(売り切れ次第終了) ・消防車両展示(午前)	おまつり広場 10:00~14:30 ・模擬店(売り切れ次第終了)
1階	ロビー		無料マッサージコーナー 9:00~16:00	無料マッサージコーナー 9:00~15:00
			蔵波台ギターアンサンブル演奏 13:00~13:30	健康体力測定会 10:00~12:00、13:00~15:00
	会議室		凧作り講習会 10:00~12:00	DIY講習会(事前申込・先着順) 10:00~10:30、10:30~11:00 11:00~11:30、11:30~12:00
			きらきらパットボトルでムづくり講習会 13:00~15:00	化石発掘体験講習会 13:00~15:00
	多目的室		書道・凧・トールペイント・短歌などの展示	
	体育室		芸能発表会 10:00~13:00頃	大道芸体験会、吹き矢体験会 10:00~12:00 ポッチャ・モルック体験会、 作って遊ぼう！簡単おもちゃ 12:00~14:00
		袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ演奏 15:00~	フワフワガウラ 9:00~14:30	
			NPO法人ひこうき雲バンド演奏 14:30~15:00	
2階	視聴覚室	子ども作品展		
	和室		囲碁大会 10:00~15:00	
3階	図書館		えほんのひろば 10:30~11:00、11:15~11:45	

※ 内容等を変更する場合があります。

長浦公民館

会場		日時	11月18日(土) 9:00~16:00	11月19日(日) 9:00~15:00
屋外	前庭 広場		オープニング (代宿太鼓保存会) 9:00~9:30	
			模擬店(売り切れ次第終了) 9:30~15:00	
			消防車展示 9:30~12:00	
			チョイソコがうら車両展示・登録会 9:30~15:00	
1階	ロビー		体験コーナー(ネイチャークラフト) 10:00~11:30、13:00~14:30	体験コーナー(型抜き) 10:00~11:30、13:00~14:30
	多目的 ホール		サークル発表会 9:30~12:00、13:00~16:00	長浦中学校吹奏楽部演奏会 10:00~10:20 蔵波中学校音楽部演奏会 10:30~10:50 姉崎高校ダンス部によるパフォーマンス 11:20~11:40 姉崎高校ダンス部と一緒に踊ろう! 11:45~12:00 ちびっこ広場 13:00~15:00
	多目的室		サークル等作品展①	
2階	展示 ホール		サークル等作品展②	
	研修室		子ども作品展	
	会議室 (2)		サークル等作品展③	
	和室		救急救命講習会 9:00~12:00	
お 図 か 書 の 館 う え	視聴覚室		尺八と箏のしらべ (がうら邦楽合奏団、 長浦ジュニアお琴教室) 10:00~11:00 箏の体験 11:00~11:30	ミニコンサート (長浦マンドリンアンサンブル、 コールわかば・袖ヶ浦混声合唱団、 蔵波台ギターアンサンブル) 10:00~12:00、13:30~15:00

※ 内容等を変更する場合があります。

根形公民館

会場		日時	11月4日(土) 10:00~16:00	11月5日(日) 10:00~15:00
正面前広場 玄関ポーチ			オープニング(和太鼓) 9:50~	
			おまつり広場 10:00~16:00 ・農産物等即売会(売り切れ次第終了) ・模擬店(売り切れ次第終了) ・消防車展示・陶芸作品即売	おまつり広場 10:00~15:00 ・農産物等即売会(売り切れ次第終了) ・模擬店(売り切れ次第終了) ・陶芸作品即売・陶芸デモンストレーション
				フィナーレ(根形中吹奏楽部) 14:30~15:00
1階	ロビー	子ども作品展示、その他 喫茶等		
	多目的 ホール	芸能音楽発表会 10:30~15:30	家族でトライ 10:00~14:30	
2階	通路	子ども作品(絵画・書道)展示、凧展示		
	視聴覚室	陶芸作品展、写真展、生け花展、書道作品展		
	会議室	子ども絵画教室作品展		
	アトリエ	油絵体験会 10:00~12:00・13:30~15:30	親子陶芸教室 10:00~12:00	
	講義 研修室	成人絵画作品展		
	調理 実習室	親子料理教室(パンづくり) 10:00~12:00	親子料理教室(みそ玉づくり) 10:30~12:00	
	和室 ベランダ	救急救命講習 10:00~12:00	石膏手形づくり、工作(木工) 10:00~15:00	
中庭	出会うの広場 10:00~15:30 ※5日は15時まで			
多目的広場	ボーイスカウト広報 10:00~15:00			
テニスコート	テニス講習 10:00~14:00			
図書室	本のリサイクル市	本のリサイクル市・すきすき絵本タイム		

※ 内容等を変更する場合があります。

平岡公民館

会場	日時	11月3日(金) 9:00~11:30	11月4日(土) 9:00~16:00	11月5日(日) 9:00~15:00
前庭広場			おまつり広場 ・フワフワガウラ 9:00~16:00 ・移動交番 9:00~16:00 ・模擬店 10:00~15:00 (売り切れ次第終了)	おまつり広場 ・フワフワガウラ 9:00~15:00 ・消防車展示(雨天中止) 9:00~12:00 ・模擬店 10:00~14:30 (売り切れ次第終了)
中庭広場			無料マッサージコーナー 9:00~16:00	
			キッズコーナー 10:00~11:00、13:00~14:00	
			ガウラ&ソデリーとのフォトショット 10:30~11:00	
多目的ひろば	グラウンドゴルフ(雨天中止) 9:00~11:30	友遊ボール体験 (雨天中止) 13:30~15:00	サッカー体験 (雨天中止) 12:30~15:00	
テニスコート		モルック(雨天中止) 10:00~12:00		
1階	多目的ホール		開会式 8:50~9:00	
			袖ヶ浦交響楽団コンサート 9:10~9:30	
			平川保育所発表 9:30~9:50	野里ばやし 9:30~9:50
			平岡小学校合唱 9:50~10:05	上泉子ども太鼓 10:00~10:20
			平川中学校吹奏楽部演奏 10:05~10:25	袖ヶ浦高校新体操部演舞&体操教室 11:00~12:00
			第1部 芸能・サークル発表会&体験会 10:30~12:00	ポッチャ 12:30~14:30
			ビンゴ大会 12:00~12:30	
			第2部 芸能・サークル発表会&体験会 13:00~15:10	
ロビー		伝統工芸保存会展示、サークル・いきいきサポート・名幸ヶ丘の会 活動紹介 模擬店販売(雨天時)		
		駄菓子販売、キーワードクイズプレゼント交換 (駄菓子販売:4日 10:00~15:00、5日 9:30~14:00)		
		子ども工作教室 10:00~14:00	ビンゴ大会 12:00~12:30	
			閉会式 14:50~15:00	
図書室		絵本の読み聞かせ 10:00~12:00	トショロのまちがいさがし 9:30~15:00	
会議室			おもちゃ病院 9:00~14:00	
2階	ロビー	主催講座作品展		
	会議室	サークル・冬の郷作品展		
	研修室	子ども・一般作品展		
	視聴覚室	人形劇 10:30~11:15	救命講習会 9:00~12:00	
		手芸体験 13:30~15:30	アロマワックスサシェ作り 13:00~14:00	
和室	樹脂粘土細工体験 13:30~14:30	体力測定会 9:30~15:00		
全館		キーワードクイズ		

※内容等を変更する場合があります。

議題（４）第３９回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について

袖ヶ浦市社会教育委員委員長より、別紙のとおり、第３９回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の推薦について依頼があったため、実行委員１名の選出を行うものです。

- ・実行委員スケジュール 第１回実行委員会議 令和５年１２月８日（金）
- 第２回実行委員会議 令和６年 １月１９日（金）
- 生涯学習推進大会当日 令和６年 ２月１０日（土）

袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員（１名） _____

第３９回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実施要項

１．趣旨

少子高齢化・都市化・情報化が進み、地域や人どうしの結びつきが希薄になりつつある昨今、以前のように他者と深く関わりながら生きていくことは、より困難になりつつあります。

流動化と孤立化に代表される社会変化の中では個人のニーズが重視される反面、つながり関わる中で生まれる“絆”は、人生をより豊かで生きがいのあるものに変えていく力を持っています。

袖ヶ浦市では、市内にある社会教育関係機関、団体、そして個人が緊密につながりあい、支えあいながら幅広く学習機会を提供しあうことで、人々が、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に活かされるような地域社会を目指しています。

このような中、生涯を通して学習することの意義について市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図ります。

２．大会テーマ 「学び つながり 支えあうまち そでがうら」

３．主催 袖ヶ浦市社会教育委員 袖ヶ浦市教育委員会

４．主管 袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員会

５．期日 令和６年２月１０日（土）

６．会場 袖ヶ浦市民会館 大ホール

７．時間 １３：００～１６：００（受付開始１２：３０～１３：００）

袖ヶ浦市第1663号

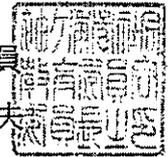
令和5年10月23日

袖ヶ浦市公民館運営審議会

委員長 齋藤 隆彦 様

袖ヶ浦市社会教育委員

委員長 田中 雪夫



「第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会」実行委員の推薦について（依頼）
清秋の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市生涯学習の推進につきまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月10日（土）に開催予定の「第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会」は、実行委員制で運営されます。

つきましては下記のとおり、実行委員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

貴団体より実行委員 **1名** を選出し、別紙推薦書の提出をお願いします。

ご推薦いただいた実行委員様に、別紙の実行委員会開催通知をお渡しく下さい。

2. 推薦書提出締切 **令和5年11月17日(金)** 同封の返信用封筒にて、ご提出ください。

3. 今後の実行委員スケジュール

第1回実行委員会議 令和5年12月8日（金）18：30～【袖ヶ浦市役所北庁舎3階中会議室】

第2回実行委員会議 令和6年1月19日（金）18：30～【袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室】

生涯学習推進大会 令和6年2月10日（土）11：00～【袖ヶ浦市民会館】

4. 添付文書

① 生涯学習推進大会実行委員推薦書

② 第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会要項

【提出先・連絡先】教育委員会生涯学習課

担当：小川 TEL0438-62-3743（直通）

FAX0438-63-9680

E-mail:sode30@city.sodegaura.chiba.jp

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

(分館の設置)

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田622番地2

(管理)

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(職員)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が、第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会はその任期中であっても委嘱を解くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（事業）

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

（使用の許可）

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

（1） その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第 1 2 条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第 1 3 条 使用者は、その使用を終了したとき（第 9 条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第 1 5 条 使用者は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第 1 6 条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第 1 7 条 教育委員会が特に認めるときは、第 1 5 条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第 1 8 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。

(2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール(楽屋 1・2、ホワイ エ等含む。)	5,740円	8,620円
大ホール(舞台 のみを使用する 場合)	1,720円	2,580円

2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
講義室	340円	370円
和室	230円	350円
研修室	650円	910円
3階		
中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッケージ室含む。）	1月につき 215,000円	

平川公民館

区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1階		
体育室	1,840円	2,760円
会議室	340円	370円
多目的室	650円	910円
2階		
視聴覚室	650円	910円
会議室1	230円	350円
会議室2	230円	350円
保育室	230円	350円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

長浦公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1, 230 円	1, 840 円
多目的室	650 円	910 円
2 階		
会議室 1	340 円	370 円
会議室 2	340 円	370 円
和室 1	230 円	350 円
和室 2	230 円	350 円
創作室	340 円	370 円
視聴覚室	650 円	910 円
調理実習室	650 円	910 円
研修室 1	340 円	370 円
研修室 2	340 円	370 円

根形公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
野外ステージ	650 円	910 円
多目的ホール	1, 230 円	1, 840 円
2 階		
会議室	340 円	370 円
講義室	340 円	370 円
研修室	340 円	370 円
和室	230 円	350 円
アトリエ	340 円	370 円

調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平岡公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階		
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	2 3 0 円	3 5 0 円
2 階		
会議室 1	3 4 0 円	3 7 0 円
会議室 2	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
研修室	6 5 0 円	9 1 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

平川公民館富岡分館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1 , 2 3 0 円	1 , 8 4 0 円
会議室	3 4 0 円	3 7 0 円
和室	3 4 0 円	3 7 0 円
調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）
に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の 5 割に相当す

る額を加算した額とする。

3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。

5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から 午後5時まで 1時間につき	午後5時から午 後9時まで1時 間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。

2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てる。

3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾンライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト		
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円

【参考資料】

CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
DVDプレーヤー	1台	220円
LDプレーヤー	1台	220円
ブルーレイレコーダ	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円
チェロ	1台	440円
コントラバス	1台	440円
クラリネット	1本	440円
オーボエ	1本	440円
ファゴット	1本	440円
チューバ	1台	440円
シンバル	1組	440円
ティンパニー	1台	440円
指揮者台	1台	20円
指揮者用譜面台	1台	20円
譜面台	1台	10円
平台	1枚	30円
大ホール講演台	1台	130円
屏風	1双	260円

附属設備使用料その2

品名	単位	使用料
----	----	-----

		(1回当たり)
陶芸窯（素焼き）	1台	1,000円
陶芸窯（本焼き）	1台	2,000円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

市民会館・公民館事業の実施状況について

【7月～9月実施】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
市民会館	乳幼児家庭教育学級 (平川公民館と合同開催)	7.11	3回目/全10回 おうちでかんたん！おもちゃづくり	9人
		8.18	4回目/全10回 葛西臨海水族園にいこう！	12人
		8.30	5回目/全10回 絵本の読み聞かせ&図書館活用講座	9人
		9.23	6回目/全10回 イライラをニコニコに変える子育てのコツ	2人
	小学校家庭教育学級		2回目/全5回 10月11日に開催予定	
	中学校家庭教育学級	6.26	1回目/全5回 成長期の子どものコンディションづくり (合同講演会)	12人
	子どもチャレンジ教室	8.4	3回目/全8回 陶芸体験 (作品作り)	20人
		8.21	4回目/全8回 陶芸体験 (釉薬づけ)	20人
	世代間交流事業		全1回 11月23日に開催予定	
	女性セミナー	7.28	3回目/全7回 歌声広場	19人
		9.22	4回目/全7回 「美文字を書こう！」	17人
	男性セミナー		1回目/全3回 10月22日から開催予定	
	単発講座		全1回 12月3日に開催予定	
	昭和ふれあい教室	7.31	3回目/全8回 「熱中症予防・認知症予防」に関する講話	48人
		8.30	4回目/全8回 映画鑑賞「蝉しぐれ」	33人
		9.27	5回目/全8回 「移動教室」～館山・白浜方面～	50人
地域人材育成講座		全1回 10月21日に開催予定		
平川公民館	【再掲】乳幼児家庭教育学級 (市民会館と合同開催)	7.11	3回目/全10回 おうちでかんたん！おもちゃづくり	9人
		8.18	4回目/全10回 葛西臨海水族園にいこう！	12人
		8.30	5回目/全10回 絵本の読み聞かせ&図書館活用講座	9人
		9.23	6回目/全10回 イライラをニコニコに変える子育てのコツ	2人
	小学校家庭教育学級	7.14	1回目/全5回 どうする？こどものおこづかい どうなる？これからのおこづかい (合同講演会)	6人
		7.21	2回目/全5回 自衛隊見学へ行こう！	35人
		8.20	3回目/全5回 どうなってるの？ここが知りたい！子どものプログラミング学習！！	19人
		9.1	4回目/全5回 避難訓練および救急救命講習 (保護者 9人、児童 227人)	236人
	中学校家庭教育学級	9.4	2回目/全5回 避難訓練参観および避難所開設訓練・防災講座 (保護者 8人、生徒 215人)	223人
		9.22	3回目/全5回 移動教室～ANA施設および羽田空港見学～	14人
	子どもクラブ	7.8	3回目/全7回 やさいスタンプでオリジナルトートバッグをつくろう！！	8人
		8.3	4回目/全7回 ボッチャで地域交流会 (平川生活いきいき講座合同開催)	7人
		8.12	5回目/全7回 亀山湖畔公園で夏の思い出をつくろう※内容を変更し延期	
	園芸講座	8.29	3回目/全8回 ブルーベリー農園見学 (ブルーベリーの基礎知識講座)	15人
	初心者・シニア向けスマートフォン教室	7.25	2回目/全5回 初心者・シニア向けスマートフォン教室 (LINE体験)	20人
		9.27	3回目/全5回 初心者・シニア向けスマートフォン教室	20人
	平川生活いきいき講座	7.13	2回目/全7回 質問に答えて自分史づくり～思い出ノートを綴ろう～	20人
		8.3	3回目/全7回 子ども達と楽しむボッチャ	22人
	おでかけ高齢者講座	7.4	1回目/全2回 マジックの公演 (小路青年館)	17人
	地域人材育成講座	7.15	2回目/全5回 移動教室 (東京臨海広域防災公園 他)	12人

【7月～9月実施】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
長浦公民館	子育てパパ応援講座	8.6	2回目/全5回 パパの料理教室～太巻き寿司づくり～ 登録講座生17名	3人
		9.23	3回目/全5回 アンブラグドプログラミング *男女共同参画セミナーとの共催	親7人 子7人
	小中学校家庭教育学級	7.14	2回目/全7回 どうする？子どものおこづかい どうなる？これからのおこづかい（小学校合同講演会）	9人
		9.28	2回目/全7回 子どもが思春期になったら知って欲しい大切な3つのこと（長浦地区4校合同）	18人
	わんぱく教室	7.16	2回目/全8回 親子ウォーキング（ながうら青空の会、まちづくり協議会共催）	12人
		8.8	3回目/全8回 ペットボトルロケットを作って遊ぼう！（ながうら青空の会共催）	15人
		8.20	4回目/全8回 デイキャンプ（ながうら青空の会共催）	39人
		9.24	5回目/全8回 移動教室「千葉県立房総の村」	26人
	長浦ジュニアお琴教室	7.24	3回目/全13回 【初心者】座り方、姿勢の確認、基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習 登録講座生 初心者コース4名、経験者コース4名	8人
		8.28	4回目/全13回 【初心者】座り方、姿勢の確認、基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習	8人
		9.16	5回目/全13回 【初心者】基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習【共通】尺八との音合わせ	7人
	まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	7.15	2回目/全7回 畑の準備、土づくり 登録講座生19名	15人
		8.26	3回目/全7回 種まき	19人
		9.14	4回目/全7回 畑の手入れ（土寄せ等）	10人
	ながうら遊学塾	8.24	3回目/全7回 キャッシュレス決済を知ろう 登録講座生48名	31人
		9.22	4回目/全7回 ボッチャ	35人
	お正月飾りづくり講習会	12.22	全1回 お正月飾りづくり 定員25名（初めての方を優先のうえ抽選）	
	長浦さわやかスクール	9.28	3回目/全7回 移動教室「浅草」 登録講座生177名	42人
	地域人材育成講座	7.16	2回目/全5回 地域活動を体験しよう①「親子ウォーキング」 登録講座生16名	7人
		8.1	3回目/全5回 地域活動を体験しよう②「ペットボトルロケットを作って遊ぼう！」	5人
		8.20	4回目/全5回 地域活動を体験しよう③「デイキャンプ」	8人
根形公民館	小中学校家庭教育学級	9.30	2回目/全6回 家庭で作れる親子料理	18人
		8.23	1回目/全4回 子育て支援について	6人
	ワーキングママ支援講座	8.31	2回目/全4回 老化を防いで身体の中から美しく健康に	5人
		9.7	3回目/全4回 今日からできるハッピーママトレーニング	4人
		9.14	4回目/全4回 復職後のママたちの生活	8人
		7.8	2回目/全6回 自然を描こう	15人
	花まる絵画教室	9.2	3回目/全6回 動きを描こう	13人
		7.1	4回目/全9回 屋外スケッチ仕上げ	16人
	子ども絵画教室	8.26	5回目/全9回 グループ分け大作づくり①	17人
		9.9	6回目/全9回 グループ分け大作づくり②	16人
		7.31 8.1	通常版 夏休みの宿題、レクリエーション	37人 43人
	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）	8.19	特別版 ペットボトルロケット作成及び発射、焼きそば、花火	51人
		成人絵画教室	7.22	3回目/全10回 静物写生②（ガラス・花瓶等の器物）
	8.19		4回目/全10回 石膏デッサン	14人
	9.23		5回目/全10回 風景写生（雨天のため室内から）	11人
	地域再発見講座	7.20	2回目/全7回 袖ヶ浦市のスポーツについて	12人
		9.15	3回目/全7回 袖ヶ浦市の城跡巡り	18人
	根形ニコニコ教室	7.12	3回目/全10回 交通安全教室	27人
		8.5	4回目/全10回 ねがたファミリーコンサート	23人
		9.27	5回目/全10回 歯科に関する講話	20人
	地域人材育成講座	9.1	1回目/全3回 根形小学校防災学習	257人

【7月～9月実施】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
平岡公民館	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）	8.5	1回目/全5回 親子で夏を楽しもう！～水遊び～	保護者16人 幼児17人
		9.9	2回目/全5回 親子でダンス！	保護者15人 幼児17人
	小学校家庭教育学級	7.14	1回目/全5回 合同講演会 どうする？子どものおこづかい どうなる？これからのおこづかい	6人
		9.29	2回目/全5回 カップヌードルミュージアムと横浜中華街を楽しもう！	22人
	ひらおか子ども教室	8.2	2回目/全6回 ボルダリングにチャレンジしよう！	18人
		9.23	3回目/全6回 ペットボトルロケットを作って遊ぼう！	20人
	ひらおかハッピータイム（世代間交流事業）		全1回 12月23日に開催予定	
	わくわく女性倶楽部	8.22	3回目/全6回 ニットで簡単！小物づくり	18人
	国際理解セミナー		全5回 10.21から毎月1回実施予定	
	ひらおかシニアセミナー	7.7	2回目/全6回 落語鑑賞	25人
		9.21	3回目/全6回 ウォーキング〔歴史探訪〕	26人
	みんなで作る地域の避難所講座（地域人材育成講座）	7.23	1回目/全3回 子ども防災教室～大きな地震が来る前に知っておこう！～	16人